

平成21年2月1・9日判決言渡 同日判決原本領收 裁判所書記官 永井邦幸
平成20年(行コ)第320号在留を特別に許可しない処分取消等、難民の認定を
しない処分取消等請求控訴事件(原審・東京地方裁判所平成18年(行ウ)第52
8号、平成19年(行ウ)第359号)

(日頭弁論終結日 平成20年12月9日)

判決

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

控訴人	國
同代表者兼処分行政庁	法務大
処分行政庁兼裁決行政庁	森英
処分行政庁	東京入国管理局
同指定代理人	二階尚
同	東京入国管理局主任審
同	小嶋勝規
同	川岡勝庸
同	壽本充
同	西川義
同	江田明
同	津留信
同	小畠弘
同	亀田友
同	加藤慎
同	権田佳
同	家村義
同	新宗

東京都

被控訴人

同訴訟代理人弁護士

夫融幸実史子治良史德恵世紀子眞子介郎み浩嘉郎一樹
和和由敬華佳さ秀博麻佐佐玲雅裕太ひ泰啓俊直
藤橋澤倉藤村重越川藤川田蘭鳥木木我橘橋島野渡地
伊高梓板伊井岩打大近姫猿島白鈴鈴曾高高田濱原樋福

本 田 麻 奈 弥
水 内 麻 超 子
村 上 一 也
毛 受 久
山 崎 健
山 口 元 一
渡 邊 彰 悟

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。
- 2 被控訴人の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要

- 1 本件事案の概要是、原判決の「事実及び理由」第2の1に記載のとおりであるから、これを引用する。
原審は、被控訴人の請求のうち、本件不認定処分、本件不許可処分及び本件退令処分の各取消請求を認容したので、控訴人がこれを不服として控訴した。
- 2 前提事実、争点及びこれに関する当事者の主張の要旨は、次のとおり訂正付加するほか、原判決の「事実及び理由」第2の2ないし4に記載のとおりであるから、これを引用する。
(1) 原判決9頁16行目の「軍事政権の」を「軍事政権が」と改め、12頁16行目末尾の次に改行して次のとおり加える。
「 そのころ、被控訴人の母が体調を崩したので、被控訴人は帰国することと

し、パスポートの延長のために在日ミャンマー大使館に赴いたところ、同大使館員は、被控訴人が政治活動をし、反政府活動をしている者達と関わって芸能活動をしていると指摘し、被控訴人がブラックリストに記載されているといって、パスポートの有効期間の延長も、帰国の許可も与えなかった。」

(2) 当審における当事者の主張

(控訴人)

ア 大使館での出来事について

原判決は、被控訴人がダウンオーウェーからの指示文書として提出したファクシミリ送信文書（甲61）を証拠として引用していないが、これは原判決が、甲61号証について控訴人が提示した種々の疑問点についての指摘を正当と認め、その信用性を否定したものにほかならない。しかるに、原判決が証拠の採否に関する観測を全くしないばかりか、甲61号証の評価を適切に事実認定に反映させていないのは不当である。甲27号証のカレンダーにシンボルマークが記載されているが、仮にこれがダウンオーウェーのものであるとすると、地下組織のシンボルマークを公にすることが不可解であり、ダウンオーウェーのメンバーカード（甲75）のマークとも異なっている。また、地下組織であるダウンオーウェーが組織の名前を記載したカレンダーを作成し、世界各国のミャンマ一人に配布するというのは組織の性格と全く矛盾する。そもそもメンバー同士が仲間であることを知らないことが普通になっているというダウンオーウェーのメンバーカードが存在すること自体極めて不自然である。

被控訴人は、ダウンオーウェーの代表者や日本のリーダーの氏名について何のためらいもなく供述しているが、かかる態度は地下組織のメンバーとして軽率というほかない、ダウンオーウェーなる組織の存在及び性格について強い疑問が呈されてしまうべきである。被控訴人の供述には、初めて人前で歌った会合の主催者について、難民調査の時点と異議申立手続に

における口頭意見陳述の時点で変遷がみられる。以上によれば、ダウンオーウェーに係る被控訴人提出証拠はいずれも信用できないものであるから、ダウンオーウェーについては、その組織の実在も、被控訴人がそのメンバーとして活動していたことも到底認めることができない。

ダウンオーウェーにおける活動が危険な活動であるとは思っていないことを示す被控訴人の供述は、被控訴人がダウンオーウェーにおいて積極的に活動していなかったことの証左であるから、ダウンオーウェーなる組織が存在することを前提としても、ミャンマー政府が被控訴人に対して迫害の対象として関心を抱くとは想定し難いから、ダウンオーウェーのメンバーであることやその活動が大使館での出来事の契機になるとは考え難い。

原判決は、被控訴人はNLD日本支部の寄付金集めを目的とするコンサートに歌手として出演したところ、ミャンマー政府はこの寄付金について新聞への宣伝の掲載を許可しなかったと認定するが、原判決が掲記する証拠はいずれも客観的証拠といえない。仮に、寄付金集めのコンサートが開催され、これに被控訴人が出演していたとしても、それは政治色の薄いものであって、それに一出演者として参加したにすぎない被控訴人に対してミャンマー政府が関心を寄せるということは考え難い。

被控訴人は、寄付金集めのコンサートの件を引き合いに出されて大使館員から脅迫めいたことを言われた趣旨の供述をするが、被控訴人は一山演者として関与したにすぎないのであるから、相応の裏付けのない限り、被控訴人の上記供述の信用性はたやすく是認できない。大使館での出来事における大使館職員の発言や2回目に大使館に行った際の状況についての被控訴人の供述は、違反審査の時とその後で変遷している。本国政府が被控訴人を反政府活動家として注視しているのであれば、旅券更新を拒否せず、被控訴人を帰国させて身柄拘束するのが自然であり、これに反する被控訴

人の供述は不自然である。仮に被控訴人が旅券の更新の申請のために大使館を行った事実が認められたとしても、被控訴人が旅券の更新を拒否されたのは、被控訴人が税金を支払わなかつたことによるものである可能性がある。

以上によれば、大使館での出来事に係る被控訴人の主張ないし供述は、それ自体が変遷しており、内容も不自然である上、大使館での出来事の契機となり得る事情が存在せず、事後の事情とも整合しないのであって、到底信用することができない。したがって、大使館での出来事について上記の事実を認定した原判決には事実誤認がある。

イ 母からの手紙について

被控訴人の母からの手紙として提出されている甲5号証（以下「本件手紙」という。）には、必要以上に説明的な内容が含まれていることから、被控訴人が難民認定申請手続を有利に進めるために、自ら又は母等の第三者をして虚偽の手紙を作成させたとの疑惑を払拭できない。また、本件手紙には被控訴人に対して手紙等による連絡をしないように求める記載があるにもかかわらず、被控訴人によればそれ以後も母から手紙が来ていたり、封筒に「MYANMAR(BURMA)」と旧来の国名が併記されているなど不自然な点がある。

本件手紙には、ミャンマー政府当局が問題としているとする被控訴人の活動として、大使館前でのデモ、[REDACTED]のコンサートでの歌唱、NLDの会議への出席が挙げられているが、殊更目立っていたとの事情もうかがえない被控訴人について、大使館前でのデモやNLDの会議への出席、あるいは主演したわけでもないコンサートへの出演が実家の捜索等を受けるほどに問題となるとはたやすく想定できない。

被控訴人は、難民認定申請をして以後に芸能活動を従前より活発化させているにもかかわらず、その後本国政府当局の者が被控訴人の母を詰問す

るなどといった事情がないのは不自然である。

以上によれば、本件手紙は、その内容面や形式面における不自然さのほか、前後の事実経過に照らしても不自然であって、到底信用できない。

ウ 被控訴人のNLD日本支部における活動について

被控訴人がNLD日本支部のワーキングコミッティーの一員であるとしても、団体の基本的運営方針を決定する上で重要な役割を担っているわけではなく、また、控訴人が当審において提出した証拠（乙55、56）によればワーキングコミッティーになることは極めて容易であることからすれば、被控訴人がその重要な地位にあるとはいえない。したがって、被控訴人がワーキングコミッティーを務めており一般メンバーと異なる役割を担っているとしても、ミャンマー政府が積極的な反政府活動家としての関心を寄せるということは想定し難い。

被控訴人は結局のところ執行委員になっていないのであるから、執行委員と同程度の地位にあるとはいえない。被控訴人が推薦されたという女性担当責任者も、あくまで会員である女性個人のための活動にすぎないというのであり、政治的活動という意味を見出すことはできないから、被控訴人がNLD日本支部内においてそれなりに重要な地位にあるということはできない。

以上によれば、被控訴人がワーキングコミッティーを務めていること、執行委員に推されて僅差で落選したことをもって被控訴人がNLD日本支部においてそれなりに重要な地位にあると評価することはできない。

エ 被控訴人の芸能活動の評価

原判決は、被控訴人の歌や踊りは人気があり、反政府集会を盛り上げ、民主化組織への寄付金をより多く集めることに寄与していると認定するが、原判決がその認定の証拠とするNLD日本支部議長の陳述書（甲69の1）は、全体として信用性に欠けるというべきであり、平成17年10

月9日に開催されたダディンジュ祭のDVD（乙57）における出演状況に照らせば、被控訴人がこのイベントの集客や民主化運動の高揚ないし拡大に寄与しているとみることは到底できない。

被控訴人の供述を前提としても、被控訴人の芸能活動の活動頻度の低さは歴然としている。他方、被控訴人は、本邦入国後ほとんど毎日のように不法就労して給与を得ている。このように、被控訴人の芸能活動の活動頻度の低さ及び回数の少なさに、被控訴人がむしろ不法就労に多くの時間を費やしていることを考え併せると、被控訴人の芸能活動を精力的と評価することがその実態を適切に検討したものといえないとることは明らかである。

原判決は、被控訴人の活動状況又はその存在がミャンマー政府の目に付きやすい状態に置かれているとも説示するが、あくまで当該活動の内容自体に着目して本国政府が積極的な反政府活動家として関心を寄せるか否かを判断すべきであり、原判決の引用する証拠（甲13ないし15、17）によつては、被控訴人がミャンマー政府から他の反政府活動家に対するのと同様な関心を寄せられているとはいえない。

ミンガラドー舞踊団のメンバーの難民該当性が争われた事件において裁判所は、同舞踊団における活動を理由として反政府活動家として把握されていると認めるのは困難であると判示している。

（被控訴人）

ア 大使館での出来事について

甲61号証には控訴人が指摘するような不自然さはなく、同号証は被控訴人のダウンオーウェーでの活動を裏付ける有力な証拠である。また、甲27号証に付されたマークはNLDのシンボルマークであり、甲75号証のダウンオーウェーのマークとは異なっている。メンバーカードは公にすることを予定しているものではなく、これにシンボルマークを付すことは地下組織としての性格と矛盾しないから、甲27号証にも甲75号証にも、

不自然な点はない。

被控訴人がダウンオーウェーの代表者等について供述しているのは自己の活動を信じてもらうために最低限の情報を提供したことである。

被控訴人が初めて歌ったコンサートは、ダウンオーウェーが提案しNLD日本支部が仕切ったものであるから、被控訴人の供述が不自然に変遷しているとはいえない。

被控訴人が大使館を訪ねた際、ダウンオーウェーにおける活動等を理由に本国に帰ることが危険であるとは必ずしも認識してなかったのは、当局に発覚しているとは思っていなかったことによるものであって、その後被控訴人が母の病気にもかかわらず現実に帰国を取りやめたのは、大使館の出来事が帰国することによる迫害への不安を感じさせるに足るものであったことを示すものである。

被控訴人は、コンサートに参加した当時、難民申請を考えていたものではなく、将来それが論点になることなど予想していなかったから、これについての詳細な資料をことさらに保管していないことは何ら不自然なことではない。むしろ着目すべきは、被控訴人が同コンサートに関する主張を当初から一貫して行っているということであり、これに照らせば、同コンサートに関する被控訴人の主張を事実と認めた原判決の認定は相当である。被控訴人自身も同コンサートに参加した当時はそれが政治色の薄いものであると認識していた。それにもかかわらず、大使館で旅券の延長を拒否された際、当局からその事実を指摘されたということは、当局の目が被控訴人が考える以上に厳しいものであったということを示すものである。甲80号証によれば、コメディアンが海外メディアとのインタビューで軍政による対応の遅れを批判しただけで禁固45年の刑を言い渡されている。単に個々の災害対策を非難されただけで過剰な反応をする本国政府の実情を見れば、ビルマの軍事政権に対する反政府活動が盛んな日本で、本

国政府の墓地政策の被害者を救済するためのコンサートを主催した者や、その協力者の行為が、政府と敵対する行為とみなされることは十分に考えられることである。

被控訴人は、大使館での旅券拒否に係る出来事を当初から、すなわち、難民認定申請の時から、東京入管での供述調書、口頭意見陳述まで、一貫して主張している。芸能活動に関する指摘の有無は質問の仕方等その時々の供述録取の状況によって生じる違いであって、供述の変遷ではない。被控訴人を反政府活動家として注視しているのであれば、帰国させて身柄拘束するという対応もあり得るが、面倒な人物を本国に入れないという対応も十分に考えられるのである。被控訴人が前金を支払わなかつたために旅券更新を拒否されたというのは何ら根拠のない憶測であり、被控訴人は実際の税金額を用意して大使館に赴いたものである。

イ 本件手紙について

本件手紙が説明的との印象を与えているとすると、それは訳文のせいであって、原文はそのようになっていない。また、母が本件手紙を書いた目的は、被控訴人の日本での活動が注目されていることを知らせて、前回よりはるかに大きな危険があることを被控訴人に知らせることがあるから、共通の認識を有している過去の事実を引き合いに出しても何ら不自然ではない。封筒の国名が印字された経緯は明らかではなく、そのことは本件手紙の信憑性を否定する材料とはなり得ない。当局が被控訴人の実家を捜索しに来た経緯となつた被控訴人の活動が何なのかは当局以外分からぬことであり、また、その後母が圧力を受けていないということも確認できていない。以上、控訴人の主張する事情は、いずれも本件手紙の信憑性を否定する根拠とはなり得ない。

ウ 被控訴人のNLD日本支部における活動について

重要なことは、少なくともワーキングコミッティーのメンバーが一般の

メンバーとは異なる役割を担っており、同メンバーとして活動することがNLD日本支部に対してより積極的な貢献をするものであること、したがって他のメンバーと比べて迫害の危険が高くなることが否定できないということである。

被控訴人が執行委員の女性担当責任者に推薦されたという事実、公演活動に支障を来すことを理由に就任をちゅうちょする発言をしたにもかかわらず被控訴人が破れた得票差は僅差であったという事実は、被控訴人の行ってきた活動がNLD日本支部の多くのメンバーから認められ、支持されていることを示すものであり、その活動のゆえに被控訴人が執行委員会のメンバーに比すべき高い迫害の危険の下にあることを意味するものである。

エ 被控訴人の芸能活動の評価

_____は在日の代表的民主化組織であるNLD-LA-JBのトップであり、本国のNLDの副議長であるティンターを父に持つ、正真正銘の真摯な活動家であり、信望の厚いリーダーであり、その協力を得られたということ自体、同人の被控訴人に対する活動家としての厚い信頼と協力関係を示すものである。乙57号証のDVDにおいて、数百名規模の参加者があったということはその人気を物語っている。その映像を見れば、これがウンサンスー氏を支持し、ビルマの民主化を訴える政治集会であることは明らかである。

控訴人は、被控訴人の活動頻度の低さを主張するが、甲8号証に記載された公演活動はいずれも大きなイベントばかりであり、これらに向けて企画をし、準備をし、練習をするだけでも相当の時間と労力を要するものであるし、甲16号証の1ないし4は膨大な練習のごく一部に関するものにすぎない。これ以外にも被控訴人は、NLD日本支部のメンバーとしてはとんどのデモや集会、会議に参加している。これらを踏まえれば、被控訴

人の活動を精力的かつ活発なものと評価した原判決は相当である。

被控訴人は、その芸能活動を含む活動が目に付きやすいという理由のみで迫害の危険を主張しているわけではなく、その活動自体が極めて危険なものであることに加えて、それが公然と大衆の前で行われ、広告、雑誌、インターネット、報道等数々の広告媒体を通じて容易に把握される状態にあることで、それが当局に把握されている蓋然性を高め、被控訴人への迫害の危険を更に決定的なものにしているのである。

ミンガラードについての控訴人の主張は、その個々の主張事実の裏付けとなる明確な資料の提出もないもので、にわかに信用することなどできない。被控訴人は、舞踏団の単なる一員ではなく、舞踏団を自ら立ち上げこれを率いてきたリーダーである。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、被控訴人の請求は原判決が認容した限度で理由があるものと判断する。その理由は、次のとおり付加するほか、原判決の理由説示（「事実及び理由」第3）と同一であるから、これを引用する。

（当審における控訴人の主張アないしエについて）

（1）同アについて

控訴人は、被控訴人が地下組織であるダウンオーウェーに関して提出するファクシミリ送信文書（甲61）、カレンダー（甲27）、メンバーカード（甲75）には、その形式、内容に照らして信用し難い点がある旨主張する。しかし、証拠（甲70、71の1ないし3）及び弁論の全趣旨に照らして、これらの書証の体裁にその信用性に疑いを抱かせるほどの不自然な点があるとは認められないし、その内容においてもその信用性が否定される程の不自然さがあるとも認められない。これらの証拠に加えて、被控訴人が難民認定審査の際の供述ないし陳述（甲1、2、4、乙27、28、34）から本件訴訟における陳述書（甲60）及び原審供述を通じて、ダウンオーウェーに

ついてほぼ一貫した供述をしていることをも考慮すると、平成12年からダウンオーウェーに加入して活動していたとの被控訴人の供述には信用性を認めることができる。

同様に、平成14年10月ころ、被控訴人が在日ミャンマー大使館に赴いて旅券の更新手続を行おうとしたところ、同大使館の担当者から被控訴人の反政府活動を指摘されて旅券の更新を拒絶されたとの事実についても、被控訴人は難民認定審査の際の供述ないし陳述、本件訴訟における陳述書及び原審供述を通じてほぼ一貫した供述をしており、それがその前後の出来事とも矛盾していないことを考慮すると、この点についての被控訴人の供述も信用することができる。

控訴人は、本国政府が被控訴人を反政府活動家として注視しているのであれば、旅券更新を拒否せずに被控訴人を帰国させて身柄拘束するのが自然である旨主張するところ、本国政府が反政府活動家に対してそのような態度を取ることもあり得ると考えられるが、反対に旅券の更新を拒否して反政府活動家の入国を拒絶するという対応をすることもあり得ると考えられるのであり、ミャンマー政府が反政府活動家の入国について常に前者のような対応をしていると認めるに足りる証拠も提出されていないから、この点についての控訴人の主張を採用することはできない。

したがって、控訴人の上記主張は理由がない。

(2) 同イについて

控訴人は、被控訴人が母から受け取った平成15年12月24日付けの手紙（甲5）について、被控訴人が難民認定申請手続を有利に進めるために自ら又は母等の第三者をして虚偽の手紙を作成させたとの疑念を払拭できない旨主張する。しかし、その記載内容に特段不自然な点はないのみならず、被控訴人が難民認定審査の当初から一貫してこれについて述べていること、被控訴人が出演したコンサート自体は政治的色彩を前面に出したものでなかつ

たとしても、それが反政府団体の関係者が主催したものであると本国政府が認識して、その出演者をも反政府活動家と認識して、これに対して抑圧的な態度で臨むこともあり得ることに照らすと、控訴人の指摘する疑惑は合理的なものとはいえない。

したがって、控訴人の上記主張は理由がない。

(3) 同ウについて

控訴人は、NLD日本支部のワーキングコミッティーの一員になることは極めて容易であること、被控訴人が女性担当責任者に推薦されたとしても、結局のところ執行委員になっていないことからすれば、被控訴人がNLD日本支部内においてそれなりに重要な地位にあるということはできない旨主張する。しかし、控訴人がNLD日本支部のワーキングコミッティーの一員となつて同支部の活動に継続的に参加するにとどまらず、女性担当の執行委員に推薦されたという事実は、被控訴人が同支部の活動に積極的に参加しており、その事実が他のメンバーの間でも認識されていることを示すものであるから、これをもって被控訴人が同支部内においてそれなりに重要な地位にあるものと認定することが不相当とはいえない。

したがって、控訴人の上記主張は理由がない。

(4) 同エについて

控訴人は、在日ミャンマーメンバーの祭りにおける出演状況に照らせば、被控訴人が集客や民主化運動の高揚、拡大に寄与しているとはいえないし、その芸能活動の活動頻度の低さは歴然としているから、被控訴人の芸能活動を精力的と評価することはその実態を適切に検討したものといえない旨主張する。しかし、証拠（甲8、16の1ないし4、乙57）及び弁論の全趣旨によれば、在日ミャンマーメンバーの祭りにおいて被控訴人は比較的目立つ状況で出演していると認められ、その活動頻度が低いとは認められない。これに加えて、被控訴人の活動が公然と大衆の前で行われ、広告、雑誌、インターネット、

報道等数々の広告媒体を通じて容易に把握される状態にあることがうかがわ
れること、被控訴人は[REDACTED]舞踊団のリーダーを
務めていることに照らせば、このような被控訴人の活動が当局に把握され、
被控訴人への迫害の危険が高くなっている可能性は否定できない。

したがって、控訴人の上記主張は理由がない。

2 よって、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないので棄却することとし、
主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第10民事部

裁判長裁判官 吉 戒 修 一

裁判官 藤 下 健

裁判官 野 口 忠 彦

これは正本である。

平成21年2月19日

東京高等裁判所第10民事部

裁判所書記官 永 井 邦 幸

